維持管理に関する計画

維持管理に関する計画（水質や施設の管理計画）

１　放流水の水質

管理型区画からの埋立地の保有水等は、浸出液処理施設において管理目標値に適合するように処理してから放流する。

また、安定型区画からの余水は、沈殿処理を経て放流する。なお、放流水質については、管理型区画と同様の目標値とする。

管理棟からの生活排水は、浄化槽で処理した後、浸出液処理施設で処理する。

処理水質の管理目標値は次表に示すとおりである。

なお、排水口は事業実施区域北側とする。

表　処理水質の管理目標値

項目		単位	処理水質の管理目標値	廃棄物処理法等 排水基準
1	アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	検出されないこと
2	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.0005	0.005
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.01	0.1
4	鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.1
5	有機燐化合物(ﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙｼﾞﾒﾄﾝ及びEPNに限る)	mg/L	0.1	1
6	六価クロム化合物	mg/L	0.05	0.5
7	砒素及びその化合物	mg/L	0.01	0.1
8	シアン化合物	mg/L	0.1	1
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.0005	0.003
10	トリクロロエチレン	mg/L	0.3	0.3
11	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1
12	ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2
13	四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2	0.2
16	シス-1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	3
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02
20	チウラム	mg/L	0.06	0.06
21	シマジン	mg/L	0.03	0.03
22	チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2
23	ベンゼン	mg/L	0.1	0.1
24	セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.1
25	ほう素及びその化合物	mg/L	230	50(海域以外) 230(海域)
26	ふっ素及びその化合物	mg/L	15	15
27	ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物※	mg/L	100	200
28	水素イオン濃度(pH)	－	5.0～9.0	5.8以上8.6以下(海域以外) 5.0以上9.0以下(海域)
29	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	10	海及び湖沼に適用90
30	浮遊物質量(SS)	mg/L	10	60
31	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	1	5
32	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L		30
33	フェノール類含有量	mg/L	0.5	5
34	銅含有量	mg/L	0.5	3
35	亜鉛含有量	mg/L	1	2
36	溶解性鉄含有量	mg/L	3	10
37	溶解性マンガン含有量	mg/L	3	10
38	クロム含有量	mg/L	0.1	2
39	大腸菌数	CFU/mL	日間平均85	日間平均800
40	窒素含有量	mg/L	10	120(日間平均60)
41	燐含有量	mg/L	1	16(日間平均8)
42	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	10

※ アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の合計量

2　放流水質の測定頻度

放流水の水質の測定頻度に関しては、下表に示すとおり実施する。

表　放流水質の測定頻度

項目		単位
1	アルキル水銀化合物	月1回
2	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	
3	カドミウム及びその化合物	
4	鉛及びその化合物	
5	有機燐化合物(ﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙﾊﾟﾗﾁｵﾝ、 ﾒﾁﾙｼﾞﾒﾄﾝ及びEPNに限る)	
6	六価クロム化合物	
7	砒素及びその化合物	
8	シアン化合物	
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	
10	トリクロロエチレン	年1回
11	テトラクロロエチレン	
12	ジクロロメタン	
13	四塩化炭素	
14	1,2-ジクロロエタン	
15	1,1-ジクロロエチレン	
16	シス-1,1-ジクロロエチレン	
17	1,1,1-トリクロロエタン	
18	1,1,2-トリクロロエタン	
19	1,3-ジクロロプロペン	
20	チウラム	
21	シマジン	
22	チオベンカルブ	
23	ベンゼン	
24	セレン及びその化合物	
25	ほう素及びその化合物	
26	ふっ素及びその化合物	
27	ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	
28	水素イオン濃度(pH)	月1回
29	化学的酸素要求量(COD)	
30	浮遊物質量(SS)	
31	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量	
32	フェノール類含有量	
33	銅含有量	
34	亜鉛含有量	
35	溶解性鉄含有量	
36	溶解性マンガン含有量	
37	クロム含有量	
38	大腸菌数	
39	窒素含有量	
40	燐含有量	
41	ダイオキシン類	年1回

※ アルキル水銀化合物は、年1回分析することとし、他の月については
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物が検出された場合のみ
分析するものとする。

３　最終処分場の維持管理計画

最終処分場の維持管理計画は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下、基準省令という）」（昭和 52 年 3 月 14 日、総理府・厚生省令 1 号）に従い、維持管理の基準を策定する。

	維持管理基準の内容	当該処分場での対応
1	埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	大部分の廃棄物は水中への埋立を行うため飛散は考えにくい。陸上部で飛散しやすい廃棄物を埋め立てる場合、その表面に無機性汚泥や鉱さい等の飛散しにくい廃棄物で覆い、十分な転圧・締固めを行う。 また、処分場外周には必要に応じて囲いを兼用した飛散防止フェンスを設置し、散水車による散水も行う。
2	最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	受入管理を徹底し、悪臭の原因となる有機性廃棄物は受け入れないものとする。 悪臭が発生した場合には消臭剤散布等の対策を行う。 内水ポンドに起因する悪臭について、水循環装置やトレンチ（浅いせせらぎ）を必要な時期に設置する。
3	火災発生を防止するための必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	受入管理を徹底し、火災発生の原因となる廃棄物は受け入れないものとする。 火災が発生した場合においては、管理棟に設置する消火器により初期対応するとともに、直ちに消防署に通報し、消火活動を行う。
4	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	覆土、薬剤散布等の必要な措置を講ずる。
5	埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が入るのを防止することができるようにしておくこと。	囲い等が破損した場合は、直ちに補修、復旧をする。作業終了後又は、作業員等が不在の時は、出入口を閉鎖し、門扉を施錠する。また、定期的に点検を実施する。
6	立札その他の設備は、常に見えやすい状態にしておくとともに、表示すべき事項	立札その他の設備は、常に見えやすい状態にしておくため、前にものを置かない、ま

	に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他の措置を講ずること。	た、表示すべき事項に変更が生じた場合は速やかに書換えその他の措置を講ずる。また、立札その他の設備が破損した場合は、直ちに補修及び復旧をする。
7	擁壁等を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれのあると認められた場合には、速やかにこれを回復するための必要な措置を講ずること。	護岸の目視点検や護岸周辺の海水の分析を定期的に行い、破損するおそれのある場合は、その対策を可及的速やかに実施する。
8	埋め立てる廃棄物の荷重その他の予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には遮水工の表面を砂その他のものにより覆うこと。	護岸の設置にあたって、遮水シートの上部及び下部に、保護マット及び砕石を施工する。
9	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講じること。	定期的に護岸の点検や周辺海水分析を実施し、破損のおそれがある場合は、その対策を可及的速やかに実施する。また、地震や台風の後にも点検を行う。
10	埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周辺の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水の水質検査を次により行うこと。 イ. 埋立開始前に地下水等検査項目を測定・記録すること。 ロ. 埋立開始後、地下水等検査項目を6月に1回以上測定・記録すること。	下記のとおり水質検査を行い、記録を残す。 ・埋立開始前に地下水等検査項目を測定・記録する ・埋立開始後は処分場の護岸周縁の海域で3箇所の水質検査、処分場内で1箇所の地下水の水質検査を6月に回以上行う。
11	地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上っ必要な措置を講ずること。	地下水等の悪化の原因を可及的速やかに調査し、その調査結果に基づき、生活環境の保全を目的とした措置を講ずる。
12	雨水が入らないように必要な措置を講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。（水面埋立処分を行う埋立地を	該当せず

	除く。）	
13	調整池を定期的に点検し、損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	調整池はないが、埋立地全体が調整池の機能を有することから、護岸を定期的に点検し、破損するおそれのある場合は、その対策を可及的速やかに実施する。
14	浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。 イ. 放流水の水質が排水基準等に適合することとなすように維持管理すること。 ロ. 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 ハ. 放流水質の水質検査を次により行うこと。 (1)排水基準等に係わる項目について１年に１回以上測定・記録すること。 (2)水素イオン濃度、COD、SS、窒素について１月に１回以上測定・記録すること。	イ. 放流水質の管理目標値に適合することができる浸出液処理施設の運転条件、各処理設備・機器類などの項目について、頻度、方法を定め、適正に維持管理を行う。 ロ. 浸出液処理施設の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には直ちに放流を停止し、内水ポンドへ返送するとともに、原因調査し必要な措置を講ずる。 ハ. 放流水の水素イオン濃度、COD、SS、窒素について、月一回以上測定する。詳細については、「１　放流水の水質、２　放流水質の測定頻度」のとおり。水質分析の結果は記録する。
15	開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	該当せず（開渠の施設がないため）
16	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを除去すること。	該当せず（腐敗性の廃棄物の受入は行わないため）
17	埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。	埋立地の開口部は覆土厚1m厚とする。 覆土材は良質土を用いる。
18	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	定期的に覆土の点検を行い、損傷のおそれがある場合には補修、復旧を行う。
19	残余の埋立容量については一年に一回以上測定し、記録すること。	測量を年一回以上行い、残余の埋立容量を算出し、記録する。
20	埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び	基準省令に従い、埋め立てられた廃棄物の

	最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録、石綿含有廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を作成し、廃止までの間保存すること。	種類、数量及び点検、検査その他の措置の記録し、廃止までの間保存する。